

(証券コード 9421)  
2019 年 6 月 10 日

株 主 各 位

東京都港区芝三丁目 8 番 2 号  
株式会社エヌジェイホールディングス  
代表取締役社長 筒井 俊光

### 招集通知記載事項の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第 28 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

#### 記

##### 1. 修正箇所

第 28 回定時株主総会招集ご通知 34 ページ

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 2 号議案 定款一部変更の件

2. 修正内容（修正箇所には下線を付しております）

【修正前】	【修正後】
変更案	変更案
第7章 計算	第7章 計算
<p>(事業年度) 第48条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第49条 当社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当) 第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>附則 第1条 第45条（会計監査人の任期）の規定にかかわらず、2019年6月26日開催の第28回定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、第29期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第29期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</p> <p>第2条 第48条（事業年度）の規定にかかわらず、第29期事業年度は、2019年4月1日から2020年6月30日までとする。なお、本附則は、第29期事業年度終了後これを削除する。</p>	<p>(事業年度) 第48条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第49条 当社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当) 第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>附則 第1条 第45条（会計監査人の任期）の規定にかかわらず、2019年6月26日開催の第28回定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、第29期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第29期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</p> <p>第2条 第48条（事業年度）の規定にかかわらず、第29期事業年度は、2019年4月1日から2020年6月30日までとする。なお、本附則は、第29期事業年度終了後これを削除する。</p> <p><u>第3条 第11条（基準日）及び第49条（期末配当金）の規定にかかわらず、第29期事業年度における毎年6月30日は、2020年6月30日とする。なお、本附則は、第29期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</u></p>

以上